

本日公表しました、「令和6年度通級による指導実施状況調査」、「令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査」、「令和7年度特別支援教育体制整備状況調査」及び「令和7年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」の結果を踏まえて、ご留意いただきたい事項についてお示ししておりますので、関係各位におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたします。

8文科初第1050号
令和8年7月21日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

「令和6年度通級による指導実施状況調査」、「令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査」、「令和7年度特別支援教育体制整備状況調査」及び「令和7年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」の結果について（通知）

日頃より、特別支援教育の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび御協力いただきました標記調査結果が取りまとまりましたので、別添のとおり送付させていただきます。

本調査結果を受け、特別支援教育体制の更なる充実を図るため、各教育委員会等において御留意いただきたい事項を下記のとおり整理しました。ついては、当該内容を十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

文部科学省におきましても、各学校等において、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が実施されるよう、関連施策等の充実に努めてまいりますので、関係各位におかれては引き続きの御理解と御協力をお願いします。

記

1. 令和6年度通級による指導実施状況調査を踏まえて (通級による指導体制の充実について)

(注) () は令和5年度の数値。

- 調査結果において、令和6年度に通級による指導を受けている児童生徒数は、全体で230,405人(203,376人)であり、小学校・中学校・高等学校の全てにおいて前年度より増加している。一方で、学校数全体を母数としたとき

の通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校の割合は、公立小学校では80.2%であるが、公立中学校では55.2%、公立高等学校では13.6%となっている。

この点、令和4年度に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（※1）によれば、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒は、小学校・中学校において全体の8.8%、高等学校において2.2%となっていることから、発達障害を含む障害のある児童生徒が全ての学級に在籍している可能性があることを前提とした対応を行うことが重要である。

通級による指導は、発達障害を含む障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的とした特別の指導であり、通常の学級だけでは指導・支援が困難な児童生徒が学んでいく上で不可欠なものである。各教育委員会においては、児童生徒の教育的ニーズを十分に精査・整理し、通常の学級における対応や支援策に十分に取り組んだ上で、障害の状態等を踏まえ必要がある場合には通級による指導を実施できるような体制の整備を一層進めること。特に、調査結果も踏まえ、中学校及び高等学校における通級による指導体制の充実に取り組む必要があること。また、専門的な見地も踏まえながら、通級による指導を受ける必要があると判断された児童生徒が主体的に通級による指導を受けることに繋がるよう、発達の段階も踏まえながら、本人・保護者への普及・周知に努めること。

2. 令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査を踏まえて (医療的ケア児の人数及び医療的ケアを実施する看護職員等の数)

(注) () は令和6年度の数値。

- 調査結果によれば、学校において医療的ケアを必要とする人数は、特別支援学校で8,735人(8,700人)、幼稚園、小・中・高等学校で2,788人(2,559人)と増加しており、それに伴い、対応する医療的ケア看護職員の数も、特別支援学校で3,654人(3,419人)、幼稚園、小・中・高等学校で2,812人(2,471人)と、いずれも増加している。

各教育委員会等においては、「学校における医療的看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集」（※2）等を参照の上、引き続き医療的ケア看護職員の人材確保等に努めること。

(医療的ケア児に対する保護者の付添いの状況)

(注) () は令和6年度の数値。

- 調査結果によれば、医療的ケア児の保護者の付添いが生じているのは、学校生活においては、特別支援学校で3.8%(3.8%)、幼稚園、小・中・高等学校で9.7%(12.7%)であり、また、登下校時においては、特別支援学校で54.0%(59.3%)、幼稚園、小・中・高等学校で44.1%(47.4%)と、減少傾向にあるものの依然として高い割合となっている。

また、学校生活におけるその理由としては、特別支援学校では「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)」が41.6%(48.7

%)と最も多く、幼稚園、小・中・高等学校では「医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者がいないため」が41.3%(44.8%)と最も多くなっている。

各教育委員会等においては、令和6年度から実施している「医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」の結果(※3)等を参照の上、学校生活及び登下校時における保護者負担の軽減に向けた取組を進めること。

(教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況)

(注) ()は令和5年度の数値。

- 調査結果によれば、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうち85.7%(54.2%)が医療的ケアに関するガイドライン等を策定している。

各教育委員会においては、令和8年7月に公表した「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」(※4)等を参照の上、引き続き医療的ケア児が安全・安心に学校生活等を送ることができる実施体制の整備に努めること。

3. 令和7年度特別支援教育体制整備状況調査を踏まえて

(各学校等における特別支援教育体制の整備について)

- 調査結果において、各学校等における校内委員会の設置率、障害のある児童生徒等の実態把握の実施率、及び特別支援教育コーディネーターの指名率は、前回令和5年度調査と比較し、ほぼ横ばいであるが、幼稚園や幼保連携型認定こども園、高等学校では、取組が十分でない項目も見られることから、各教育委員会等においては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に必要な指導と適切な支援が行われるよう、引き続き体制を整備すること。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、通常の学級に在籍する児童生徒等のうち学校等が作成する必要があると判断した者に対して、一部では作成が進んでいない状況が見られるとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒であっても、これらの計画が作成されていないとの回答が見られる。各教育委員会等においては、学習指導要領において、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用するものとしていること、及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用するに努めることが示されていることを踏まえ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等を幅広く把握した上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が必要な児童生徒等に対し、その作成と活用を確実に進めること。
- また、「個別の教育支援計画・個別の指導計画における合理的配慮の提供内容の明記状況」は全学校種・国公私計で約8割となっている。障害のある児童生徒等に対しては、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うことが重要であり、特に進学等の移行期において、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな学校等に着実に引き継ぐためには、個別の教育支援

計画・個別の指導計画に合理的配慮の提供内容を明記することが重要であることから、各教育委員会等においては、これらの計画のより一層の活用に取り組むこと。

(教員の特別支援教育に関する専門性の向上について)

- 特別支援教育を受ける児童生徒数が増加し、前述のとおり、発達障害を含む障害のある児童生徒が全ての学級に在籍している可能性があることも踏まえ、全ての教師が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが重要となっている。
- しかしながら、調査結果において、特別支援教育に関する経験のいずれかを有している教員は、小学校で 17.6%、中学校で 44.2%、高等学校で 4.9% に留まっている。文部科学省としては、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）」（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 文科初第 2668 号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知。以下「令和 4 年 3 月 31 日付け通知」という。※ 5）において、「全ての新規採用職員が概ね 10 年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努める」旨を要請しているところであり、今回の調査結果も踏まえ、各教育委員会において、こうした人事上の措置を速やかに講ずること。
- 調査結果において、特別支援学級や通級による指導を担当している教師が令和 7 年度中に特別支援教育に関する研修を受講している割合は、公立小学校において 86.4%、公立中学校において 62.7%、公立高等学校において 54.5% となっている。教師の特別支援教育に関する専門性の向上に向けて、都道府県又は市町村教育委員会が実施する特別支援教育に関する研修は極めて重要である。研修権者である各教育委員会においては、令和 4 年 3 月 31 日付け通知も参照の上、初任者研修等の研修において特別支援教育に関する内容を充実させるなど、体系的・計画的な研修を実施すること。
また、調査結果において、教師が研修を受講していない理由として、「勤務時間や業務多忙等により、教師が特別支援教育に関する研修を受けられていない」という回答が最も多い。服務監督権者である教育委員会においては、教師が特別支援教育に関する研修等を受講することができるよう、働き方改革を進めることやオンライン等の受講しやすい研修機会を充実させることを含めた適切な措置を講じること。
なお、各教育委員会における教師の専門性の向上に向けては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が公開するオンラインで視聴可能な研修コンテンツの積極的な周知・活用等も検討すること。

(管理職を含む全ての教師の特別支援教育に関する理解啓発等について)

- 上記の取組を含む特別支援教育体制の構築にあたっては、管理職を含む全ての教師の特別支援教育に関する理解や、各学校において体制構築にリーダーシップを発揮する管理職の経験も重要であり、各教育委員会においては、令和 4 年 3 月 31 日付け通知で示している人事上の措置の一層の促進を含め、特別支援教育に関する理解啓発等に努めること。

(特別支援学校のセンター的機能について)

- 調査結果において、特別支援学校のセンター的機能による支援を受けている割合は、公立小・中学校においては約7割、公立高等学校においては約5割となっている。センター的機能を受けていない理由としては、「センター的機能が活用できることを知らなかった」とする回答も一定割合見られている。特別支援教育に関する専門性を有する特別支援学校に対し、特別支援教育等に関する相談を行ったり、同学校から小・中・高等学校の教師が支援を受けたりすることは、小・中・高等学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が適切な支援を受けられるために有用な取組である。小・中・高等学校を設置する教育委員会においては、センター的機能に関して各学校に改めて周知を図ることを含め、各学校のセンター的機能の積極的な活用を促すこと。特別支援学校を設置する教育委員会においては、特別支援学校が小・中・高等学校の要請に応じてセンター的機能を着実に発揮できるよう、域内の連携体制の構築等を進めること。

4. 令和7年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を踏まえて

(特別支援学校教員の専門性向上について)

- 調査結果において、特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状（以下、「免許状」という。）の保有率については、令和7年5月1日時点で86.7%となっており、障害種別で見ると、視覚障害では61.7%、聴覚障害では57.5%と、他障害種に比べ低い状況が続いている。
さらに、非保有者に対する取組状況には教育委員会によって差が見られている。
- 免許状保有率の向上については、令和4年3月の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（※6）において、「特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率100%を目指して引き続き取組を進めるとともに、柔軟な人事交流により幅広い人材育成が可能となるよう対応の方向性を明確化することが必要である」とされ、非保有者を特別支援学校に配置する際の条件付けについて示されている。
- 各教育委員会等におかれては、この報告を踏まえるとともに、令和3年3月16日付け通知で示している事項に留意しつつ、免許状保有者の採用・配置、免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努められたい。
特に、視覚障害・聴覚障害については、国立特別支援教育総合研究所と放送大学で実施している免許法認定通信教育を積極的に活用する等必要な取組を進められたい。
なお、本調査結果については、各教育委員会等の人事主管課にも共有し、連携して取り組むこと。

(※ 1) 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」



https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm

(※ 2) 「学校における医療的看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集」



https://www.mext.go.jp/content/20250530-mxt_tokubetu01-000042872_02.pdf

(※ 3) 「学校における医療的ケア実施体制の拡充事業」－
「2. 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究」



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r05/1420893_00003.htm

(※ 4) 「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」



https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_2.pdf

(※ 5) 「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）」（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 文科初第 2668 号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）



https://www.mext.go.jp/content/20220331-mxt_tokubetu01-000021707_5.pdf

(※ 6) 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」



https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html

(添付資料)

別添 1 「令和 6 年度通級による指導実施状況調査結果」

別添 2 「令和 7 年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果」

別添 3 「令和 7 年度特別支援教育体制整備状況調査結果」

別添 4 「令和 7 年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果」

【本件連絡先】

- ・「令和 6 年度通級による指導実施状況調査」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 企画調査係
TEL： 03-5253-4111（内線 3193）
- ・「令和 7 年度学校における医療的ケアに関する実態調査」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL： 03-5253-4111（内線 3967）
- ・「令和 7 年度特別支援教育体制整備状況調査」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 企画調査係
TEL： 03-5253-4111（内線 3193）
- ・「令和 7 年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 指導係
TEL： 03-5253-4111（内線 3716）